明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**三〇一）　一
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**三〇二）　二
○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**三〇三）　二
○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**三〇四）　二
○超音波加工機の型式を指定した件（**同**三〇五）　三
○超音波ウエルダーの型式を指定した件（**同**三〇六）　三
○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（**同**三〇七）　三
○無電極放電ランプの型式を指定した件（**同**三〇八）　三
○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**三〇九）　三
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**三一〇）　三
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（**同**三一一）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二五六～二六二）　六
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二六三～二六五）　一三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二六六～二六九）　一四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二七〇～二七三、二七六～二七八）　一四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二七四）　一八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二七五）　一九

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、高速道路の料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、特定計量器型式承認関係　二四
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五